

岩手県告示第101号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成24年2月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成24年2月2日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社オダシマ建工
    - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村鶴飼字洞畑99番地6
    - ウ 代表者の氏名 小田嶋芳久
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第8048号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成24年1月30日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成24年1月31日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 飯坂建設株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市前沢区古城字千刈田181番地
    - ウ 代表者の氏名 菅原秀子
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（特-21）第60108号
  - (3) 処分の内容 土木工事業及び建築工事業に関する特定建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成24年1月24日付けで土木工事業及び建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。